

期末手当及び勤勉手当の支給に係る育児休業の取扱いについて(案)

1 趣旨

育児休業の取得促進を図るため、国の動向等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当の支給に係る育児休業の取扱いについて、見直しを行う。

2 内容

期末手当及び勤勉手当の支給期間における欠勤等日数の算定に当たり、次の①及び②に掲げる育児休業の承認に係る期間については、当該期間を欠勤等の期間から除くものとする。

- ① 承認に係る期間の全部が子の出生の日から57日間に含まれる育児休業であって、承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1か月以下である育児休業
- ② 承認に係る期間の全部が子の出生の日から57日間に含まれる育児休業以外の育児休業であって、承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1か月以下である育児休業

3 実施時期

令和4年12月支給分の期末手当及び勤勉手当から適用する。